

No. 171 (2023/3)

Neo4J Inc v. Purethink LLC - AGPL に関する争点を中心に -

虎ノ門南法律事務所
弁護士 上沼 紫野

目 次

1	はじめに.....	1
2	事案の概要.....	1
	(1) 事実関係等の概要.....	1
	(2) 裁判所における経緯.....	2
3	AGPL に関する争点の概要.....	2
	(1) AGPL における追加条項.....	2
	(2) 本件裁判所における Commons Clause の解釈.....	4
	(3) GPL v3 起草者の見解.....	4
4	Free and Open Source と称したことについて.....	5
5	本件に関する検討.....	5

1 はじめに

本件は、ソフトウェア（グラフデータベースシステムを中心としたもの。）を開発するスウェーデン法人である Neo4J Sweden 及びその米国親会社（以下、特に明記がない限りまとめて「Neo4J」といい、区別の必要がある場合「Neo4JSW」「Neo4JUS」という。）が、そのパートナー会社であった PureThink LLC（以下「PureThink」という。）を 2018 年 11 月 28 日にカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所で訴えたものである。

争点は多岐にわたり、本稿執筆時点で未だ決着がついていないが¹、その争点の一部に AGPL²に関する判示があるため、本稿ではその点を中心に取り上げることとする。

2 事案の概要

(1) 事実関係等の概要³

以下では、AGPL に関係する部分について記載する。

原告 Neo4J は、Neo4J が扱うグラフデータベースプラットフォームプログラム（以下「本件プログラム」という。）⁴に関する著作権を保有・管理しており、当初、本件プログラムを GitHub⁵を通じて GPL v3⁶のライセンスにて提供すると共に、拡張機能バージョンを商用ライセンスと AGPL v3 のデュアルライセンス⁷で提供していた。

全 6 ページ。サンプルにつき、以下省略

¹ 手続きの流れ及び関係裁判書類は、下記で確認できる。下記サイトは、裁判手続きその他の情報を収集し、公開するプロジェクトの一環として運営されているものである。

<https://www.courtlistener.com/docket/16272543/neo4j-inc-v-purethink-llc/?page=1>

² Affero General Public License の略称。

³ 裁判所の各種決定をベースに記載する。

⁴ 本件では、各種バージョンが関係しているが、特に必要がない限り、本稿ではバージョンの相違については特段言及しない。

⁵ <https://github.com> GitHub, Inc により運営されるプログラムのソースコード等を保存・公開できるソースコード管理サービスであり、世界中の開発者により、プログラムのソースコードの投稿・ダウンロード等に利用されている。

⁶ General Public License version 3 の略称。

⁷ 同じソフトウェアを、別のライセンス方式にて提供することを意味する。